



秋葉区「九条の会」事務局  
新津教育会館内  
新潟市秋葉区善道町2-9-44  
Tel 0250-23-0764 Fax 0250-23-0764  
<http://9jo.iinaa.net/index.htm>

## 秋葉区九条の会「11周年のつどい」

# 憲法9条を守りぬこう

秋葉区九条の会は、7月16日、新津健康センター・はつらつホールで「11周年のつどい」を開きました。五十嵐仁(法政大学名誉教授)さんの講演がありました。

下越病院院長・五十嵐修さんが、開会のあいさつを行いました。新津地区平和連・加藤茂さんからは連帯のあいさつ、アフリカへ毛布を送る会からはメッセージ(別紙)をいただきました。

五十嵐仁さんは、八王寺市長選挙に立候補され、7月の都議選挙で大奮闘されました。その直後の講演であったことから、具体的で分かりやすく、参加した120人からは共感が広がり、拍手がわきました。



### 五十嵐仁さん講演(抜粋)

#### 1、都議選の結果をどう見るか

自民党は、57から23議席となり、歴史的な大惨敗を喫しました。秘密保護法、戦争法、共謀罪法など、戦争への道をひた走る安倍内閣への怒りが、この結果を生みました。

#### 2、潮目が変わった



共謀罪法の審議では、委員会採決を飛ばして、中間報告で強行採決して、議会のルールを乱暴に踏みこじ

りました。森友・加計学園問題では、行政の私物化を図り、「記録ない」「記憶ない」を連発しました。内閣支持率は5割台から3割台へ急落しました。潮目が変わったことが明らかになりました。

#### 3、野党共闘で安倍政権を打倒しよう

アベの逆走を阻止して、立憲主語を取り戻そう。4野党共闘で47議席、全野党共闘ならば84議席が逆転します。互いの違いを認めて、政策をすり合わせ、野党統一候補を決めましょう。壁をつくるのではなく橋をかけあいましょう。自由で民主的な平和国家を次世代に渡しましょう。

## 自民党憲法改正草案で将来の日本はどうか？（その4）

前回に続いて国民の権利と義務についてです。

現行憲法		自民党草案
第 20 条	信教の自由 3、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない	第 1 項、第 2 項は現行憲法と同じ 3、国及び公共団体は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育その他の宗教的活動であつて、宗教的意義を有し、特定の宗教に対する援助、助長若しくは促進又は圧迫若しくは干渉となるようなものを行つてはならない
第 21 条	表現の自由 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2、検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。	・ ・ ・自由は、何人に対しても保証する。 2、検閲はしてはならない。 ※ 「通信の秘密は侵してはならない」との条項が第 19 条の 2 の第 2 項に移動している。
第 21 条の 2	国政上の行為に関する説明の義務 記述なし	国は、国政上の行為につき国民に説明する義務を負う、

1、第 20 条 現在の自民党国会議員の多くは靖国神社に参拝をして宗教的活動をしています。現行憲法に違反してでもやっている宗教的活動、それが「草案」になると時の政権が「助長」、「促進」、「圧迫」、「干渉」とならないと判断すれば良いこととなります。非常にすっきりした現行憲法に比べ、第 3 項を書き換えたことにより内容はあいまいで、時の政府の裁量の範囲は広くなり、第 1 項、第 2 項は殆ど無意味なものになってしまいます。



2、第 21 条 「草案」第 19 条の 2 現在共謀罪法案が国会を通過しようとしています。共謀法は凶暴法、国民一人一人を監視し、その情報を日常的に収集していなければ共謀しているか否かは分かりません。これは将に国民に向けた凶暴法と言つていいでしょう。これは現行憲法にも違反し、自ら作った「草案」とも矛盾します。もっとも立憲主義を殆ど意に介さない政府自民党が作った「草案」、ほとんど意味のない国民向け宣伝のための条文と言つてよいのかも知れません。

3、第 21 条の 2 「草案」にあるこの条項、余りにも当たり前、憲法に書く必要があるのでしょうか。これも国民向けの宣伝なのでしょうか。

